

## 呉市陸上競技場整備事業 事業契約書（案）

- 1 事業名 呉市陸上競技場整備事業
- 2 事業場所 呉市幸町5番
- 3 履行期間 この契約が本契約として成立した日から令和11年8月31日まで  
(内訳)  
設計期間：  
この契約が本契約として成立した日から令和 年 月 日まで  
建設期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
工事監理期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約代金額 ￥○○○○○○○－  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○○○○○○○－  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約代金額に10/110を乗じて得た額である。  
(内訳)  
設計費  
￥○○○○○○○－  
(うち消費税及び地方消費税 ￥○○○○○○○－)  
建設費  
￥○○○○○○○－  
(うち消費税及び地方消費税 ￥○○○○○○○－)  
工事監理費  
￥○○○○○○○－  
(うち消費税及び地方消費税 ￥○○○○○○○－)
- 5 契約保証金 ￥○○○○○○○－
- 6 契約不適合責任期間  
別紙建設工事請負契約約款（以下「本約款」という。）のとおり。
- 7 建設発生土の搬出先等  
本約款の定めるところに従って作成する実施設計図書に定めるところ。
- 8 解体工事に要する費用等の届出 別紙1のとおり。
- 9 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙2のとおり。

呉市陸上競技場整備事業（以下「本事業」という。）について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項のとおり事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本事業契約は仮契約であって、本事業契約の締結について呉市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。本事業契約の締結について、呉市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

令和 年 月 日

発注者 広島県呉市中央4-1-6  
呉市長 新原 芳明 印

受注者  
(代表者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

(構成員)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

(構成員)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

(構成員)  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

## 目次

<b>第1章 通則</b> .....	<b>1</b>
第1条（総則） .....	1
第2条（催告等及び協議の書面主義） .....	2
第3条（契約の保証） .....	2
第4条（権利義務の譲渡等） .....	3
第5条（秘密の保持） .....	3
第6条（著作権の帰属） .....	3
第7条（著作物等の利用の許諾） .....	3
第8条（著作者人格権の制限） .....	4
第9条（著作権等の譲渡禁止） .....	4
第10条（著作権の侵害の防止） .....	4
第11条（一括再委託等の禁止） .....	4
第12条（特許権等の使用） .....	4
第13条（意匠の実施の承諾等） .....	5
第14条（検査員） .....	5
第15条（近隣対応・対策） .....	5
第16条（土地の立入り） .....	5
第17条（履行報告） .....	5
第18条（統括責任者及び業務責任者） .....	5
第19条（事業計画書） .....	6
第20条（報告書、成果品等） .....	6
<b>第2章 設計業務</b> .....	<b>6</b>
第21条（設計業務の計画書の提出） .....	6
第22条（業務主任技術者） .....	6
第23条（主任技術者等に対する措置請求） .....	6
第24条（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務） .....	7
第25条（条件変更等） .....	7
第26条（要求水準書等の変更） .....	8
第27条（設計業務の中止） .....	8
第28条（受注者の提案） .....	8
第29条（適正な履行期間の設定） .....	8
第30条（設計企業の請求による履行期間の延長） .....	8
第31条（発注者の請求による履行期間の短縮等） .....	8
第32条（履行期間の変更方法） .....	9
第33条（設計業務に関する業務委託料の変更方法等） .....	9
第34条（一般的損害） .....	9
第35条（第三者に及ぼした損害） .....	9
第36条（設計業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更） .....	9
第37条（検査及び引渡し） .....	10
第38条（設計業務に関する業務委託料の支払い） .....	10
第39条（引渡し前における設計成果物の使用） .....	10
第40条（契約不適合責任） .....	10
<b>第3章 建設業務</b> .....	<b>11</b>
第41条（関連工事の調整） .....	11

第42条 (建設業務に関する業務委託料内訳書及び施工計画書)	11
第43条 (下請負人の通知)	11
第44条 (現場代理人及び主任技術者等)	11
第45条 (建設業務の関係者に関する措置請求)	12
第46条 (工事材料の品質及び検査等)	12
第47条 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)	13
第48条 (工事用地の確保等)	13
第49条 (要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	14
第50条 (条件変更等)	14
第51条 (要求水準書等の変更)	15
第52条 (建設業務の中止)	15
第53条 (著しく短い工期の禁止)	15
第54条 (建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の請求による工期の延長)	15
第55条 (発注者の請求による工期の短縮等)	16
第56条 (工期の変更方法)	16
第57条 (建設業務に関する業務委託料の変更方法等)	16
第58条 (賃金又は物価の変動に基づく建設業務に関する業務委託料の変更)	16
第59条 (臨機の措置)	17
第60条 (一般的損害)	17
第61条 (第三者に及ぼした損害)	18
第62条 (不可抗力による損害)	18
第63条 (法令変更による損害)	19
第64条 (建設業務に関する業務委託料額の変更にて代える要求水準書等の変更)	19
第65条 (検査及び引渡し)	20
第66条 (建設業務に関する業務委託料の支払)	20
第67条 (前金払及び中間前金払)	20
第68条 (保証契約の変更)	22
第69条 (前払金の使用等)	22
第70条 (債務負担行為に係る契約の特則)	22
第71条 (債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	22
第72条 (前払金等の不払に対する工事中止)	23
第73条 (契約不適合責任)	23
<b>第4章 工事監理設計業務</b>	<b>24</b>
第74条 (工事監理業務の計画書の提出)	24
第75条 (業務主任技術者)	24
第76条 (検査及び引渡し)	24
第77条 (工事監理業務に関する業務委託料の支払い)	24
<b>第5章 債務不履行、解除等 (通則)</b>	<b>24</b>
第78条 (履行遅延の場合における損害金等)	24
第79条 (発注者の任意解除権)	25
第80条 (発注者の催告による解除権)	25
第81条 (発注者の催告によらない解除権)	25
第81条の1 (談合等の不正行為に係る解除権)	26
第81条の2 (公共工事履行保証証券による保証の請求)	27
第82条 (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
第83条 (受注者の催告による解除権)	27

第84条 (受注者の催告によらない解除権)	27
第85条 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
第86条 (本件業務に係る解除の効果)	28
第87条 (解除に伴う設計業務に係る措置)	28
第88条 (解除に伴う本件業務に係る措置)	28
第89条 (発注者の損害賠償請求等)	29
第90条 (談合等不正行為に係る違約金)	29
第91条 (受注者の損害賠償請求等)	30
第92条 (契約不適合責任期間等)	30
第93条 (契約保証金の返還等)	31
第94条 (火災保険等)	31
第95条 (賠償金等の徴収)	31
第96条 (あっせん又は調停)	31
第97条 (仲裁)	32
第98条 (情報通信の技術を利用する方法)	32
第99条 (関係者協議会)	32
第100条 (その他)	32
別紙1 法第13条及び省令第4条に基づく書面(建築物に係る新築工事等の場合)	32
別紙2 建築士法第22条の3の3に定める記載事項	32
別紙3 対象業務の概要	32
別紙4 業務委託料の改定方法	32

## 第1章 通則

### (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（令和8年4月1日に発注者が公表した「呉市陸上競技場整備事業実施要領」（以下「実施要領」という。）、実施要領の添付資料（要求水準書、事業者選定基準、様式集及び事業契約書（案）を含む。）、付属資料及びこれらに関する質疑回答、並びに受注者が本事業に係る公募型プロポーザルの手続において発注者に提出した提案書及び発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本契約締結までに発注者に提出した一切の書類を総称していう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び要求水準書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この約款で使用する用語の定義は、本条各号及び各条で定めるとおりとする。

- (1) 設計業務とは、実施要領第3, 1, (7), ア, イ及びコ（左記ア及びイに関連するものに限る。）に記載の業務並びにこれらを実施する上で必要な関連業務をいう。
  - (2) 建設業務とは、実施要領第3, 1, (7), ウからク及びコ（同(7)ア及びイに関連するものを除く。）からサに記載の業務並びにこれらを実施する上で必要な関連業務をいう。なお、建設業務はこの約款において文脈により工事と称することもある。
  - (3) 建設業務等とは、建設業務と工事監理業務を合わせていう。
  - (4) 土木建設業務とは、建設業務のうち土木工事業務、上水道管の移設業務（土木）その他土木に関する業務並びにこれらを実施する上で必要な関連業務をいう。
  - (5) 建築建設業務とは、建設業務のうち土木建設業務以外の一切の業務をいう。
  - (6) 工事監理業務とは、実施要領第3, 1, (7), ケに記載の業務及びこれを実施する上で必要な関連業務をいう。
  - (7) 設計企業とは、設計業務を担当する【設計企業名】をいう。
  - (8) 土木建設企業とは、土木建設業務を担当する【土木建設企業名】をいう。
  - (9) 建築建設企業とは、建築建設業務を担当する【建築建設企業名】をいう。
  - (10) 工事監理企業とは、工事監理業務を担当する【工事監理企業名】をいう。
  - (11) 本件特定建設工事共同企業体とは、土木建築企業、建築建設企業を構成員とする特定建設工事共同企業体をいう。
  - (12) 建設企業とは、建設業務に関して特定建設工事共同企業体が組成されない場合において、建設業務を担当する【建設企業名】をいう。
- 2 設計企業は、設計業務をこの契約で定める履行期間内に完了し、設計業務の目的物（以下「設計成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその設計業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 3 建設企業／本件特定建設工事共同企業体は、この契約で定める建設業務を履行期間内に完成し、建設業務の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその建設業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 4 工事監理企業は、工事監理業務をこの契約で定める履行期間内に完了し、工事監理業務の目的物（以下「工事監理成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその工事監理業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 5 発注者は、その意図する本事業に係る業務（以下「本件業務」という。）を完了させるため、本件業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者若しくは監理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者若しくは監理技術者は、当該指示に従い本件業務を行わなければならない。
  - 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の

手段をその責任において定めるものとする。

- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 10 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第95条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、呉簡易裁判所又は広島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 13 発注者は、この契約に基づくすべての行為については【代表者名】（以下「代表者」という。）に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該受注者のすべての構成員（代表者を含む。以下本条において同じ。）に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約全体に関する事項について当該代表者を通じて行わなければならない。
  - 14 設計業務は設計企業が担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は設計企業が負担する。
  - 15 建設業務は本件特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む）が別紙の特定建設工事共同企業体協定書により共同連帯して担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は当該各構成員が共同連帯して負担する。なお、特定建設工事共同企業体が組成されない場合においては、建設業務は建設企業が担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は建設企業が負担する。
  - 16 工事監理業務は工事監理企業が担当し、当該業務に関して受注者が負担する債務、義務又は責任は工事監理企業が負担する。
- ※14項、15項、16項は、提案内容に応じて適宜修正する。

#### （催告等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「催告等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する催告等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った催告等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### （契約の保証）

- 第3条 発注者は、受注者に、契約代金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を納付させないことができる。
- (1) 受注者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 受注者が過去2年間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

- (4) 受注者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 2 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。
- (1) 呉市契約規則第10条第1項各号に掲げるもの
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 呉市契約規則第10条第2項，同規則第11条，同規則第12条及び同規則第14条の規定は、契約保証金について準用する。
- 5 納付された契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、当該契約についての給付が完了した後にこれを還付する。
- 6 契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物を含む。）、工事目的物又は工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第46条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （秘密の保持）

- 第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は本件業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 2 受注者が本件業務の処理上知り得た個人情報の取扱いについては、別記の呉市個人情報取扱特記事項によるものとする。
- 3 受注者は、発注者の承諾なく、設計成果物、工事目的物その他本件業務の成果物（本件業務の履行過程において得られた記録等を含む。）及び工事監理成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### （著作権の帰属）

- 第6条 設計成果物、工事監理成果物又は工事目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下第6条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法に定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

#### （著作物等の利用の許諾）

- 第7条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる設計成果物、工事監理成果物及び工事目的物（以下合わせて「本件成果物」という。）の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる本件成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- (1) 本件成果物を利用して工事目的物を1棟（本件成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
  - (2) 前号の目的及び工事目的物の維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、本件成果物を自ら複製し、翻案し、変形し、修正し、若しくは改変すること又は発注者の委任した第三者をして複製させ、翻案させ、変形させ、修正させ若しくは改変させること。
- 2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる工事目的物の利用を許諾する。
- (1) 本件成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (2) 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

#### **（著作者人格権の制限）**

- 第8条 受注者は、発注者に対し、本件成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本件成果物の内容を公表すること。
  - (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

#### **（著作権等の譲渡禁止）**

- 第9条 受注者は、本件成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

#### **（著作権の侵害の防止）**

- 第10条 受注者は、その作成する本件成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

#### **（一括再委託等の禁止）**

- 第11条 受注者は本件業務の全部又は発注者が要求水準書等において指定した主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、受注者は工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、設計業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、当該発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。
- 4 発注者が設計業務の指定若しくは認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、承諾を要しないものとする。

#### **（特許権等の使用）**

- 第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、

発注者がその工事材料，履行方法を指定した場合において，要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （意匠の実施の承諾等）

第13条 受注者は，自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い，又は成果物によって表現される建築物若しくは工事目的物の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは，発注者に対し，工事目的物に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2 受注者は，工事目的物の形状等に係る意匠登録を受けるとともに意匠権を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

#### （検査員）

第14条 発注者は，検査員を定め，その氏名を受注者に通知しなければならない。検査員を変更したときも同様とする。

2 検査員は，この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち検査に関して発注者を補助する権限を有する。

3 発注者は，2名以上の検査員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの検査員の有する権限の内容を，検査員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。

#### （近隣対応・対策）

第15条 受注者は，自己の責任及び費用で，騒音，振動，悪臭，粉塵発生，交通渋滞その他本件業務が近隣の生活環境に与える影響を勘案して，必要な近隣対応・対策を実施し，発注者に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

2 発注者は，受注者からの要請がある場合，受注者による近隣対応・対策に対し必要な協力を行うものとする。

#### （土地の立入り）

第16条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入ることが合理的に必要と認められる場合において，当該土地の所有者等の承諾が必要ときは，発注者がその承諾を得るものとする。この場合において，発注者の指示があるときは，受注者はこれに協力しなければならない。

#### （履行報告）

第17条 受注者は，要求水準書等に定めるところにより，この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### （統括責任者及び業務責任者）

第18条 受注者は，本件業務全体についての総合的な調整を行う統括責任者を，本契約の効力発生後速やかに配置し，別途発注者が定める様式に従い発注者に通知する。統括責任者を変更した場合も同様とする。なお，統括責任者の選任の要件は要求水準書等の規定に従う。

2 受注者は，本件業務の区分ごとに，設計業務責任者及び建設業務責任者（以下，左記の各責任者を併せて「各業務責任者」という。）を，本契約の効力発生後速やかに配置し，

別途発注者が定める様式に従い発注者に通知する。各業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、各業務責任者の選任の要件は要求水準書等の規定に従う。

- 3 発注者は、前2項に基づき配置又は変更された各責任者が、要求水準書等に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30日以上のお猶予期間を設けて、当該者を変更するよう受注者に求めることができる。受注者は、発注者の要求に速やかに応じなければならない。

#### (事業計画書)

第19条 受注者は、本契約の効力発生後速やかに、要求水準書等に従い本件業務の実施体制、実施スケジュール等を記載した計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、受注者に対し、前項で提出された事業計画書について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに要求水準書等と矛盾する場合は変更を求めることができる。受注者は、発注者のこれらの要求に速やかに応じなければならない。
- 3 第1項で提出された事業計画書は、別段の定めがある場合を除き、発注者と受注者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。
- 4 第2項による事業計画書の変更により受注者に発生した増加費用又は損害は受注者が負担するものとする。ただし、当該変更が不可抗力又は法令変更による場合、当該変更により受注者に発生した増加費用又は損害の負担は、第62条又は第63条の規定に従う。
- 5 受注者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第2項又は第3項の手続きを経た事業計画書に従って本件業務を遂行する。

#### (報告書、成果品等)

第20条 受注者は、履行期間中、要求水準書等に従い発注者と受注者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、本件業務に関する報告書、成果品等を作成し、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、受注者に対し、前項で提出された報告書、成果品等について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに要求水準書等と矛盾する場合は変更を求めることができる。受注者は、発注者のこれらの要求に速やかに応じなければならない。
- 3 第1項で提出された報告書、成果品等は、別段の定めがある場合を除き、受注者が発注者の承諾を得た場合に限り、適正かつ合理的な内容に修正及び変更をすることができる。
- 4 受注者は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、前3項の手続きを経た報告書、成果品等に従って本件業務を遂行する。

## 第2章 設計業務

#### (設計業務の計画書の提出)

第21条 設計企業は、この契約締結後14日以内に要求水準書等に基づいて設計計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項に基づき提出された工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められた場合は、設計企業と協議するものとする。

#### (業務主任技術者)

第22条 設計企業は、設計業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

#### (主任技術者等に対する措置請求)

第23条 発注者は、設計業務の主任技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、設計企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者その他設計企業が設計業務を履行するために使用している再受託者、労働者等で設計業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、設計企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 設計企業は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 設計企業は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第24条 設計企業は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と設計企業との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務に関する業務委託料を変更し、又は設計企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (条件変更等)

第25条 受注者は、設計業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること

(3) 要求水準書等の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者は協議のうえ、要求水準書等の訂正又は変更を行うものとする。

5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害

を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(要求水準書等の変更)**

第26条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等（設計業務に関する指示を含む。以下この条及び第28条において同じ。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(設計業務の中止)**

第27条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者は設計業務の中止内容を直ちに設計企業に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は設計企業が業務の続行に備え労働者を保持するための費用その他の設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは設計企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(受注者の提案)**

第28条 受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は設計業務に関する業務委託料を変更するものとする。

#### **(適正な履行期間の設定)**

第29条 発注者は、設計業務に関する履行期間の延長又は短縮を行うときは、設計業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### **(設計企業の請求による履行期間の延長)**

第30条 設計企業は、その責めに帰すことができない事由により履行期限までに設計業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長するものとする。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計業務に関する業務委託料額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による履行期間の短縮等)**

第31条 発注者は、特別の理由により設計業務の履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を設計企業に請求することができる。

2 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、設計業務に関する業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ない。

#### **(履行期間の変更方法)**

第32条 設計業務の履行期間の変更については、発注者と設計企業とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、設計企業に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が設計企業の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第30条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、設計企業が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、設計企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(設計業務に関する業務委託料の変更方法等)**

第33条 設計業務に関する業務委託料の変更については、発注者と設計企業とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、設計企業に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が設計企業の意見を聴いて定め、設計企業に通知するものとする。ただし、発注者が設計業務に関する業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、設計企業は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、設計企業が設計業務の増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と設計企業とが協議して定める。

#### **(一般的損害)**

第34条 設計業務の完了の前に、設計業務を行うにつき生じた損害（この約款で発注者が全部又は一部を負担すると規定する損害における発注者負担部分を除く。）については、設計企業がその費用を負担する。ただし、その損害（第94条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

第35条 設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、設計企業がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（第94条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、設計企業が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び設計企業は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### **(設計業務に関する業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更)**

第36条 発注者は、この契約の規定により設計業務に関する業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計業務に関する業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この

場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の設計業務に関する業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

第37条 設計企業は、設計業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に設計成果物について検査を行うものとする。

- 3 前項の検査結果不合格となり、設計成果物について補正を命じられたときは、設計企業は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

設計企業は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

#### (設計業務に関する業務委託料の支払い)

第38条 設計企業は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して設計業務に関する業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計業務に関する業務委託料を支払うものとする。

- 3 設計企業は、災害等の特別な事由がないにもかかわらず、発注者からの設計業務に関する業務委託料の支払が遅れた場合は、発注者に対して遅延利率(第67条第9項で定義する。)の割合で計算した遅延利息の額を請求することができる。

#### (引渡し前における設計成果物の使用)

第39条 発注者は、この契約の規定による設計成果物の引渡し前においても、当該成果物の全部又は一部を設計企業の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により設計成果物の全部又は一部を使用したことによって設計企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第40条 発注者は、納入した設計成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、設計企業に対し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、設計企業は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は設計企業に対し、その不適合の程度に応じて

設計業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は納入日を基準とする。

- 4 追完請求、前項に規定する設計業務に関する業務委託料の減額の請求（以下「業務委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときはすることができない。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を設計企業に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、設計企業が引渡しの際にその不適合を知り、又は、重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

### 第3章 建設業務

#### （関連工事の調整）

第41条 発注者は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の建設業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う建設業務の円滑な施工に協力しなければならない。

#### （建設業務に関する業務委託料内訳書及び施工計画書）

第42条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、発注者より請求があった場合には、第37条に基づく設計成果物の検査完了後14日以内に要求水準書等及び設計成果物に基づいて、建設等業務計画書（業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び施工計画書（詳細工程表（以下「工程表」という。）を含む。）を含む。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び建設企業又は本件特定建設工事共同企業体を拘束するものではない。

#### （下請負人の通知）

第43条 発注者は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### （現場代理人及び主任技術者等）

第44条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めることにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する者をいう。以下同じ。）
  - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
  - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、建設業務に関する業務委託料の変更、建設業務に関する業務委託料の請求及び受領、第45条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を

除き、この契約に基づく建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。
- 4 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### （建設業務の関係者に関する措置請求）

第45条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が建設業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で建設業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### （工事材料の品質及び検査等）

第46条 工事材料の品質については要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、要求水準書等又は設計成果物において検査員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の負担とする。
- 3 監督職員は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

### (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第47条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、要求水準書等において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、要求水準書等又は設計成果物において監督職員の立会いの上施工するものと指定された建設業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等又は設計成果物において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は建設業務の履行をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督職員は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は建設業務を履行することができる。この場合において、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、当該工事材料の調合又は当該建設業務の履行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の負担とする。

### (工事用地の確保等)

- 第48条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた建設業務の履行上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が建設業務の履行上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 建設業務の完了、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する建設企業又は本件特定建設工事共同企業体のとるべき措置の期限、方法

等については、発注者が建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて定める。

#### (要求水準書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第49条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務の施工部分が要求水準書等に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは建設業務の履行期間（以下「工期」という。）若しくは建設業務に関する業務委託料額を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が第46条第2項又は第47条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、建設業務の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、建設業務の施工部分が要求水準書等又は設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知して、建設業務の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の負担とする。

#### (条件変更等)

第50条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が立会いに応じない場合には、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し要求水準書等を訂正する必要があるも

の発注者が行う。

- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (要求水準書等の変更)

第51条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (建設業務の中止)

第52条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が建設業務を履行できないと認められるときは、発注者は、建設業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設業務の中止内容を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により建設業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは業務委託料を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が建設業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (著しく短い工期の禁止)

第53条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この建設業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により建設業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の請求による工期の延長)

第54条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、天候の不良、第41条の規定に基づく関連建設業務の調整への協力その他建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の責めに帰すことができない事由により工期内に建設業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるとき

は、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、建設業務に関する業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第55条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは建設業務に関する業務委託料を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第56条 工期の変更については、発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第54条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が工期の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (建設業務に関する業務委託料の変更方法等)

第57条 建設業務に関する業務委託料の変更については、発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知するものとする。ただし、建設業務に関する業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく建設業務に関する業務委託料の変更)

第58条 発注者又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務の開始日以後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設業務に関する業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して当該業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（建設業務の業務委託料額から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務に関する業務委託料額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の

- 1,000分の15を超える額につき、建設業務に関する業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、別紙4「業務委託料の改定方法」の定めに従い、物価指数等に基づき発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知する。
  - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により建設業務に関する業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
  - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務に関する業務委託料が不相当となったときは、発注者又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前各項の規定によるほか、業務委託料の変更を請求することができる。
  - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務に関する業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、建設業務に関する業務委託料の変更額については、発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第59条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他の施工上特に必要があると認めるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

- 第60条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設業務の履行に関して生じた損害（この約款で発注者が全部又は一部を負担すると規定する損害における発注者負担部分を除く。）については、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体はその費用を負担する。ただし、その損害（第94条第1項の規定により付された保険

等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

### (第三者に及ぼした損害)

第61条 建設業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第94条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち建設業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が負担する。
- 3 前2項の場合その他の建設業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は協力してその処理解決に当たるものとする。

### (不可抗力による損害)

第62条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第94条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知しなければならない。
- 3 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第46条第2項、第47条第1項若しくは第2項、立会いその他建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の建設業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうちの建設業務に関する業務委託料額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

#### (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する業務委託料額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料額とし、残存

価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該建設業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料額の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(法令変更による損害)

第63条 法令変更（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

- (1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
- (2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- (3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止。

2 受注者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 受注者は、法令変更による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

6 受注者は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更による増加費用の負担を発注者に請求することができる。

- (1) 本事業又は本件業務に直接関係する法令変更による増加費用
- (2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更による増加費用
- (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
- (4) 法令変更による増加費用で資本的支出に係るもの。

7 発注者は、前条第1項各号に掲げる法令変更による減少費用があると認めるときは、サービス対価の変更を請求することができる。

(建設業務に関する業務委託料額の変更に代える要求水準書等の変更)

第64条 発注者は、この約款の規定により建設業務に関する業務委託料額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料額の増額又は負担額の全部又は一部に代え要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と建設企業又は本件特定建設工事共同企業体とが協議

して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の意見を聴いて定め、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知しなければならない。ただし、発注者が建設業務に関する業務委託料額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

第65条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、建設業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって建設業務の完了を確認した後、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを建設業務に関する業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建設業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

#### (建設業務に関する業務委託料の支払)

第66条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、前条第2項（この契約の規定により本項が適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、建設業務に関する業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設業務に関する業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (前金払及び中間前金払)

第67条 受注者は、発注者の承認を得た場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の建設業務完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契

約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務に関する業務委託料の10分の3以内、並びに建設業務に関する業務委託料の10分の4以内の前払金（呉市公共工事の前金払に関する規則（昭和43年呉市規則第25号。以下「前払規則」という。）第3条の規定によるものをいう。以下「当初前払金」という。）の支払を発注者に請求することができる。[ただし、前払いは、各業務の着手を条件とする。]

- 2 受注者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建設業務について、当初前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金（前払規則第3条の2の規定によるものをいう。以下同じ。）に関し履行期間の終了日を保証期限とする保証契約を締結し、かつ、その保証証書を発注者に寄託した上で、建設業務に関する業務委託料額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
  - (1) 建設業務の履行期間の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設業務に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該建設業務に係る作業に要する経費が建設業務に関する業務委託料額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 3 受注者は、前項の規定による中間前払金の支払の請求をしようとするときは、あらかじめ、中間前払金に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から当該認定の請求があったときは、直ちに認定し、又は認定しないことを決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に当初前払金又は中間前払金を支払うものとする。
- 5 受注者は、本件業務に関する業務委託料額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計業務に関する業務委託料額の10分の3、及び建設業務に関する業務委託料の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第69条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、本件業務に関する業務委託料額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務に関する業務委託料の10分の3、又は建設業務に関する業務委託料額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、当該業務に関する業務委託料額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項に規定する期間内で前払金の超過額を返還する前に、設計業務に関する業務委託料額又は建設業務に関する業務委託料額を増額した場合において、増額後の当該業務委託料額が減額前の当該業務委託料額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の当該業務委託料額が減額前の当該業務委託料額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金の額がその増額後の設計業務に関する業務委託料の10分の3又は建設業務に関する業務委託料額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。
- 8 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該業務に関する業務委託料額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につ

き、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定めた率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

#### （保証契約の変更）

第68条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

第69条 受注者は、前払金を設計業務の外注費、建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械器具購入費（建設業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### （債務負担行為に係る契約の特則）

第70条 発注者は、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における建設業務等に関する業務委託料の支払の限度額（以下「建設業務等に関する業務委託料支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

2 建設業務等に関する業務委託料支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

#### （債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第71条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第67条中「契約書記載の建設業務完成の時期」とあるのは「契約書記載の建設業務完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第68条中「建設業務に関する業務委託料額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、予算の執行が

可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第65条第1項の規定にかかわらず、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第67条第1項の規定にかかわらず、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第67条第1項の規定にかかわらず、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第68条第3項の規定を準用する。

#### (前払金等の不払に対する工事中止)

- 第72条 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、発注者が第67条、第70条又は第71条において準用される第66条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が建設業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは建設業務に関する業務委託料額を変更し、又は建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が建設業務等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第73条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
  - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設企業又は本件特定建設工事共同企業体が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### 第4章 工事監理設計業務

##### (工事監理業務の計画書の提出)

- 第74条 工事監理企業は、第37条に基づく設計成果物の検査完了後14日以内に要求水準書等及び設計成果物に基づいて、工事監理計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項に基づき提出された計画書を遅滞なく審査し、不適当と認められた場合は、工事監理企業と協議するものとする。

##### (業務主任技術者)

- 第75条 工事監理企業は、建築基準法第5条の6第4項の規定に従って工事監理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

##### (検査及び引渡し)

- 第76条 工事監理企業は、工事監理業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に工事監理成果物について検査を行うものとする。
  - 3 前項の検査結果不合格となり、工事監理成果物について補正を命じられたときは、工事監理企業は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。  
設計企業は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

##### (工事監理業務に関する業務委託料の支払い)

- 第77条 工事監理企業は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して工事監理業務に関する業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計業務に関する業務委託料を支払うものとする。
  - 3 工事監理企業は、災害等の特別な事由がないにもかかわらず、発注者からの工事監理業務に関する業務委託料の支払が遅れた場合は、発注者に対して支払遅延防止法の率の割合で計算した遅延利息の額を請求することができる。

#### 債務不履行、解除等（通則）

##### (履行遅延の場合における損害金等)

- 第78条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に本件業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計

算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### (発注者の任意解除権)

第79条 発注者は、本件業務が完成するまでの間は、次条又は第80条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

第80条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に本件業務を完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本件業務を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 管理技術者又は第44条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第40条第1項又は第73条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 受注者が正当な理由なく、発注者の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第81条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該本件業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 本件成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本件業務を完成させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

- (10) 受注者が第80条又は第81条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は委託業務に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### (談合等の不正行為に係る解除権)

第81条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者を含む。以下、この条及び第90条において同じ。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注者は、この契約に関して、受注者が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

#### (公共工事履行保証証券による保証の請求)

第81条の3 第3条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第80条各号又は第81条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第61条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第82条 第80条各号又は第81条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (受注者の催告による解除権)

第83条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

第84条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第26条又は第51条の規定により要求水準書等を変更したため業務委託料額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第27条又は第52条の規定による本件業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第85条 第83条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである

ときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(本件業務に係る解除の効果)**

第86条 この契約が解除された場合には、この契約に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

**(解除に伴う設計業務に係る措置)**

第87条 受注者は、この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第80条、第81条又は第81条の2によるときは発注者が定め、第79条、第83条又は第84条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

**(解除に伴う本件業務に係る措置)**

第88条 発注者は、この契約が解除された場合においては、本件業務に係る出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本件業務に関する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、この契約の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を同項前段の出来形部分に相応する本件業務に関する業務委託料額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第80条、第81条又は第81条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額の利息を付した額を、第79条、第83条又は第84条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が本件業務の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が本件業務の完成前に解除された場合において、本件業務に係る貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が本件業務の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、

又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第80条、第81条又は第81条の2の規定によるときは発注者が定め、第79条、第83条又は第84条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本件業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### (発注者の損害賠償請求等)

第89条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本件業務を完成することができないとき。
  - (2) 設計成果物、工事目的物その他の本件業務の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第80条又は第86条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、該当する受注者は、業務委託料額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第80条又は第81条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料額から出来形部分に相応する業務委託料額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第81条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### (談合等不正行為に係る違約金)

第90条 受注者のうちの全部又は一部が第81条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、該当する受注者（以下本条において「該当受注者」という。）は連帯して、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、業務委託料金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第81条の2第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、該当受注者に対し連帯してその超過分につき賠償を請求することができる。

#### （受注者の損害賠償請求等）

第91条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第83条又は第84条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第38条第2項及び第66条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### （契約不適合責任期間等）

第92条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物（以下合わせて「工事目的物等」という。）に関し、第37条第4項又は第65条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物等のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物等の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （契約保証金の返還等）

- 第93条 発注者は第65条第4項（発注者は、第2項の検査によって建設業務の完了を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。）の規定による引渡しを受けたときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。
- 2 発注者は、この契約が解除された場合は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第80条又は第81条の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

#### （火災保険等）

- 第94条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したとき、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### （賠償金等の徴収）

- 第95条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

#### （あっせん又は調停）

- 第96条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による広

島県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第45条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### （仲裁）

第97条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### （情報通信の技術を利用する方法）

第98条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### （関係者協議会）

第99条 発注者及び受注者は、本件業務に関する協議を行う関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、要求水準書にて定めるものを除き、発注者と受注者が協議して定める。

- 2 発注者及び受注者は、関係者協議会において合意された事項を遵守する。
- 3 関係者協議会及びその下部組織（ワーキンググループ等）の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。
- 4 この契約に係る事項のうち、この約款で当事者間の協議に委ねている事項又はこの約款に定めがなく協議によって決定することを要する事項について、関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は発注者が持つこととする。ただし、発注者は、決定に当たり、合理的な範囲において受注者から意見の聴取を行う。
- 5 発注者は、前項の規定による意見聴取において、合理的に必要ながあると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

#### （その他）

第100条 発注者及び受注者は、本件業務を履行するにあたり必要な事項でこの約款に定めがないものについては必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(別紙1)

法第13条及び省令第4条に基づく書面  
(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

指定書式の添付

(別紙2)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

指定書式の添付

(別紙3)

## 対象業務の概要

### 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（土木・建築）
- (ウ) 各種許認可申請等の手続業務
- (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

### 建設業務

- (ア) 既存施設の解体撤去等工事業務
- (イ) 建設業務（土木・建築）
- (ウ) 上水道の移設業務（土木）
- (エ) 什器・備品等の設置支援業務
- (オ) 各種許認可申請等の手続業務
- (カ) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (キ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

### 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務（土木・建築）
- (イ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

※業務内容は、受注者各構成員の役割分担に応じて修正する。

(別紙4)

## 業務委託料の改定方法

### 1. 変更の対象となる費用

設計費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費（土木工事、建築工事、電気設備工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費など各種工事を含む。）

### 2. 物価水準の変動の基準となる指標

#### (1) 土木工事に関するもの

「建設物価デフレーター（国土交通省）」の「建設総合－土木総合－公共事業－土木1（除く災害復旧）」

#### (2) 建築工事に関するもの

「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」の標準指数における該当する構造の「構造別平均」の工事原価

#### (3) 設備工事に関するもの

「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」の標準指数における該当する構造の「構造別平均」の設備

### 3. 改定の計算式

#### ■物価上昇の場合

変動後残工事代金額=変動前残工事代金額×(1+物価変動率-0.015)

#### ■物価下落の場合

変動後残工事代金額=変動前残工事代金額×(1+物価変動率+0.015)

※物価変動率= $\alpha - 1$   $\alpha : P_t / P_0$

$P_t$  : 改定の条件を満たす3か月の指数の平均値

$P_0$  : 提案書提出日の属する月に確定している指数